

## 戸田市電気自動車等導入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戸田市地球温暖化対策条例（平成21年条例第26号）第20条の規定に基づき、電気自動車等を導入する者に対し、戸田市電気自動車等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって地球温暖化対策を推進することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において電気自動車等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 据置型電気自動車等充給電設備

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市税を完納している者で、1年以上市内に住所を有するもの又は1年以上市内で事業を行っているもの（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 申請の日前5年以内に前条第1号から第3号までに掲げるいずれかの導入について市の補助金を受け、再度これらの導入に係る補助金を受けようとする者
- (2) 申請の日前5年以内に前条第4号に掲げる設備の導入について市の補助金を受け、再度同一の設備の導入に係る補助金を受けようとする者
- (3) 貸渡しの用に供することを目的として電気自動車等を導入する事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に規定する許可を受けている事業者を除く。）
- (4) 契約期間が3年未満のリース契約で前条第1号から第3号までに掲げるいずれ

かの導入をするもの。

(補助対象等)

第4条 補助対象及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(添付資料)

第5条 規則第8条第1項第6号の市長が必要と認める書類は、別表第3のとおりとする。

2 規則第16条第1項第2号の市長が必要と認める書類は、別表第4のとおりとする。

(募集)

第6条 市長は、年度毎に定める募集開始日から募集終了日までの間、この要綱に基づく補助を受けようとする者について募集を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書に係る補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日をもって受付を終了する。

(補助金の交付)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、戸田市電気自動車等導入費補助金交付請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(他の補助金との調整)

第8条 補助金は、市が別に行う電気自動車等の導入に関する補助施策と重複して受けることはできない。

(定期報告)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し必要に応じて、電気自動車等の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象	
電気自動車	電池によって駆動する電動機を原動機とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定されている4輪以上の自動車であり、自動車車検証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されており、かつ、リチウムイオン電池を搭載し、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を有する定格出力10kW以上の電気自動車用充電設備（以下「急速充電設備」という。）の利用が可能なものとする。
プラグインハイブリッド自動車	エネルギー回生機能を有する4輪以上のハイブリッド自動車であり、外部からの充電が可能なものとする。
燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、発生した電気によって駆動する電動機を原動機とする自動車であり、自動車車検証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されているものとする。
据置型電気自動車等充電設備	第2条第1号から第3号までの自動車から住宅等へ電気を供給する機器のうち、住宅等の分電盤に連結する据置型のものとする。

※ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は、当該年度中に初度登録し、自動車車検証の所有者又は使用者の名義が申請者と同一であり、かつ、使用の本拠の位置を戸田市内とするものとする。

別表第2(第4条関係)

補助対象	補助金の額	備考
電気自動車	15万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。	1回の申請につき、1台までとする。
プラグインハイブリッド自動車	10万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。	
燃料電池自動車	50万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。	
据置型電気自動車等充給電設備	5万円を限度とし、予算の範囲で市長が定める。	1回の申請につき、1設備までとする。

別表第3（第5条関係）

補助対象	市長が必要と認める書類
電気自動車	1 導入費が明記されている見積書等
プラグインハイブリッド自動車	2 規格等が分かるカタログ等
燃料電池自動車	3 同意書(第2号様式)
据置型電気自動車等充給電設備	4 契約書（リース契約の場合） 1 導入費が明記されている見積書等 2 規格等が分かるカタログ等 3 導入場所の略図及び配置図 4 システムの導入工事着手前の現況写真 5 同意書

別表第4（第5条関係）

補助対象	市長が必要と認める書類
電気自動車	1 導入費に係る領収書等の写し
プラグインハイブリッド自動車	2 自動車車検証の写し
燃料電池自動車	
据置型電気自動車等充電設備	1 導入費に係る領収書等の写し 2 導入工事完了後の写真